

有機茶栽培に使用する除草対策用機械を補助します

上限 100 万円・2 分の1補助

枕崎市有機茶園環境整備対策事業補助金

主な事業要件

- ① 枕崎市茶業協議会に属していること。
- ② 有機JAS認証を受けたほ場又は有機JAS認証を受けるために転換期間中のほ場で生産された茶葉を出荷していること。
- ③ 補助金の交付を受けた後5年以上有機JAS認証を受け、営農を継続する意思を有していること。
- ④ 交付対象機械を使用し、自ら農作物又は加工品の生産を行うこと。
- ⑤ 過去に、交付対象機械と同種の機械の補助金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 国又は県等から同種の機械の補助金等の交付を受けていないこと。

補助対象となる経費

有機茶栽培に使用する雑草対策用機械の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

補助金額と補助上限

補助金額	補助対象経費の 2 分の1
補助上限	上限 100 万円



申請方法

予算の関係もありますので、まずは市特産振興係(76-1186)までお尋ねください。